

(参考資料) 用語解説

あ行

【インセンティブ】(P. 80 ほか)

目標を達成するための刺激策のこと。

【エリアマネジメント】(P. 4 ほか)

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みのこと。

か行

【開発許可】(P. 38 ほか)

都市計画法における開発行為に対する許可制度のこと。

開発行為を規制・誘導することによって、市街地の無秩序な拡大を防止し、段階的、計画的なまちづくりを図ることを目的としている。

【開発行為】(P. 38 ほか)

建築物の建築などの際に行う、土地の区画や形質を変更する行為のこと。

【区域区分】(P. 3 ほか)

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために都市計画に定めることができる、市街化区域と市街化調整区域との区分のこと。

【経常収支比率】(P. 68)

毎年経常的に入ってくる歳入の総額のうち、人件費、扶助費など経常的に支出される経費に対して使われた額の割合のこと。

【高次都市機能】(P. 96 ほか)

医療、福祉、商業などの都市機能のうち、広域の地域を対象とした、質の高いサービスを提供する機能のこと。

【洪水浸水想定区域】(P. 63 ほか)

洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。

【国土のグランドデザイン 2050】(P. 1)

国土交通省が 2017 年に公表した 2050 年を見据えた国土づくりの理念や考え方を示す計画のこと。

【国庫支出金】(P. 67)

国が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して国が一定の割合で助成される負担金や補助金等のこと。

【コミュニティバス】(P. 57)

民間交通事業者が主体的に運営する公共交通サービス（路線バス等）とは異なり、行政や地域の主体的な運営により提供される、コミュニティ内の移動を主としたバスのこと。

【コンパクト・プラス・ネットワーク】(P. 1 ほか)

行政や医療・福祉、商業等を都市の中心拠点や生活拠点に集約するとともに、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導し、拠点間のアクセスを公共交通等で確保することで、人口減少下においても一定のエリアで人口密度を維持し、各種サービスの効率性を高め、いつまでも暮らしやすいまちづくりを進める取組みのこと。

さ行

【財政力指数】(P. 68)

市の人口や面積などに応じて標準的に必要になる支出に対して、標準的な状態で収入が見込まれる市税や地方譲与税など市が自ら得る収入がどの程度あるか示す指標のこと。数字が大きいほど、財源に余裕がある状態。

【市街化区域】(P. 4 ほか)

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発や整備等を行う区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

【市街化調整区域】(P. 4 ほか)

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

【市街地開発事業】(P. 36 ほか)

地域の課題を解消するため、一定の区域を定め、地域の状況に応じた整備手法を用いて道路や公園などの都市施設を含んだ面的整備を行い、良好な市街地を形成する事業のこと。

【実質公債費比率】(P. 68)

地方税・普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、実質的な公債費相当額に充当されたものの割合を示す比率のこと。

【実質収支比率】(P. 68)

財政運営の健全度を示す指標のこと。

【社会動態】(P. 30 ほか)

一定期間における、転入・転出に伴う人口の動きのこと。

【将来負担比率】(P. 68)

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。

【人口集中地区（D I D）】（P. 24 ほか）

国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記1)の基本単位区等に隣接している場合には、上記1)を構成する地域を含む。

【新市建設計画】（P. 67）

市町村の合併に際して合併協議会が作成するもので、合併後の新市を建設していくためのマスタープランとして、新市の総合的、一体的な発展と住民福祉の向上を図る計画のこと。

【スプロール化】（P. 84）

市街地が無秩序・無計画に広がっていくこと。

た 行

【高潮浸水想定区域】（P. 62 ほか）

高潮時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の高潮により氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。

【地域地区】（P. 35 ほか）

土地利用に合理性と計画性を持たせるために、土地の自然的条件や土地利用の動向などを踏まえ、用途や建築の制限などを定めた地域のこと。周南市では、基本となる用途地域のほか、防火地域及び準防火地域、臨港地区、駐車場整備地区を定めている。

【津波災害警戒区域】（P. 54 ほか）

最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域のこと。

【デマンド型乗合タクシー】（P. 50）

利用者が連絡して迎えに来てもらう乗合タクシー等の運行方式のこと。

【特別用途地区】（P. 47 ほか）

都市計画法で定める地域地区の1つ。用途地域を補完し、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護等を図るため、用途制限を強化または緩和することができるもの。

【都市機能】（P. 1 ほか）

医療・福祉・商業施設など、都市の生活を支える機能のこと。

【都市機能増進施設】(P. 1 ほか)

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもののこと。

【都市基盤】(P. 8 ほか)

良好な環境の都市とするために必要な道路、公園、下水道や、住民の共同の福祉・利便のため必要な教育施設、医療施設、官公庁などの施設やその土地のこと。

【都市福利施設】(P. 8)

教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市の居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設のこと。

【土砂災害警戒区域】(P. 61 ほか)

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。

【土砂災害特別警戒区域】(P. 61 ほか)

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。

【土地区画整理事業】(P. 8 ほか)

市街地開発事業の一つで、土地の区画形質の変更を行い、道路、公園、下水道等の公共施設の新設又は改善と換地処分により土地の権利関係を新たに確定する事業のこと。

な行

【乗合バス事業】(P. 146)

他人の需要に応じ、自動車を使用して旅客を運送する事業のうち、不特定多数の旅客を運送するバス事業（本計画においては、周南市内を運行する路線バス及びコミュニティバスを指す。）

は行

【PDCA】(P. 147)

PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り組み、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

【昼間人口】(P. 29)

夜間人口から流出口を引いて、流入人口を足した人口のこと。

【普通建設事業費】(P. 67)

投資的経費の代表的なもので、道路、橋、学校などの建設・大規模修繕に必要な経費のこと。

【扶助費】（P. 67 ほか）

生活保護法・児童福祉法などの法律に基づいた生活保護費・児童手当などの支給や、各種サービスのための経費のこと。

【プラットフォーム】（P. 92 ほか）

通常、「駅のプラットフォーム」のように、周辺より高く水平で平らな場所を指す意味で用いられるが、ここでは「基盤」という意味で用いている。

【ホームインスペクション】（P. 119）

住宅に精通したホームインスペクター（住宅診断士）が、第三者的な立場から、また専門的な見地から、住宅の劣化状況、欠陥の有無、改修すべき箇所やその時期、おおよその費用などを見きわめ、アドバイスを行う専門業務のこと。

や行

【夜間人口】（P. 29 ほか）

国勢調査の調査時に調査の地域に常住している人口のこと。

【ユニバーサルデザイン】（P. 102 ほか）

高齢者や障害のある方などを含めたすべての人が利用しやすいように、施設、もの、サービスなどに配慮を行う考え方のこと。

【用途白地】（P. 35 ほか）

非線引き都市計画区域内で、用途地域の指定がない区域のこと。周南市では、熊毛地域の一部が該当している。

【用途地域】（P. 6 ほか）

地域地区の一つで、住居、商業、工業など、市街地の大枠としての土地利用を、都市計画法に基づいて定めた地域のこと。土地の使い方（建築物の用途）の制限とあわせて、容積率や建ぺい率等の建築物の大きさなど、建て方のルールを定めている。

ら行

【リノベーション】（P. 102 ほか）

既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えること。